

データ消去・情報漏洩防止・従業員の不正防止に関する取り組みについて

当社は、100%子会社のリネットジャパン株式会社（以下、総称して「当社」という。）において、小型家電リサイクル法の認定を取得し、使用済小型家電等の回収・適正処理を行うサービスを提供しております。

現在、他社において、大量の行政データが蓄積されたハードディスクが転売された問題が社会問題化しており、一般のお客様・自治体等からも、当社サービスの運用方法等について、お問い合わせをいただいております。

これらを踏まえ、以下のとおり、当社の運用方法・取り組み・考え方等をご説明させていただきます。

1. 小型家電リサイクル法に基づく取り組み

法律に基づく認定事業者として、以下の取り組みを実施しています。

① セキュリティの確保・処理方法

小型家電リサイクル法の認定（大臣認定）は「二重以上のセキュリティを確保（当社では防犯カメラ・警備システム等）し、保管場所等を図面で明示」「委託先を含む回収・処理方法を含む細分化した運用フローの策定」を行い、申請書類に基づく運用が実施可能か実地検査等により審査が行われます。

これら申請事項に関して変更が生ずる場合は、事前に関係省庁へ変更申請を提出し、変更認定（大臣認定）を取得する必要があります。

② 国の立ち入り検査

認定要件通りに運用がなされているか、国の立ち入り検査が実施されています。毎年何月といった定期的ではなく、抜き打ちに近い不定期で実施されます。当社は認定取得後複数回の検査を受けていますが、検査時に指導等を受けた事実はありません。直近の立ち入り検査は2018年12月、また前述の変更認定を2019年10月に取得しております。

2. 当社における、更なる取り組み

当社では、小型家電リサイクル法の要件に加え、さらに高いレベルでのセキュリティ等を確保するため、以下の取り組みを実施しています。

① セキュリティゲートを設置した持ち物検査

従業員による回収品の盗難等を防止するため、作業・倉庫エリアへの出入り口を1箇所限定し、その出入り口に空港の持ち物検査等で使用されるセキュリティゲートを設置して持ち物検査を実施しております。（電子機器を持ち出すと、アラームが鳴る仕組みです。）

なお、何らかの理由で持ち出す必要がある場合は、書面で管理者の承認を必要とした運用を実施しています。

② 作業・倉庫エリアへ私物の持ち込み不可

携帯電話を含む私物は、作業・倉庫エリアへの持ち込みが禁止されており、前述のセキュリティゲートによる運用で確認を実施しています。従業員の水分補給のための水筒等も例外なく、セキュリティゲートを通過した作業・倉庫エリア外に保管されるように運用されています。



③ 確実なデータ消去

専用ソフトを用いた記憶領域への上書き消去・強磁気方式による消去・物理的な破壊により、データ消去を実施しています。いずれも業界最高水準といわれる方式を採用しています。詳細については、ホームページでもご案内していますのでご確認をお願いします。なお、作業後のハードディスクからデータが確実に消えているかの確認も定期的実施をしております。

④ トレーサビリティ

当社が回収している使用済パソコンは、宅配便を活用して回収されます。宅配便の荷物追跡システム・工場到着後の単品管理により、お客様がドライバーへ荷物を手渡した時点から、工場到着・処理完了までのトレーサビリティをマイページ・メールでお知らせしています。

⑤ 自治体による現場確認

当社は、200 を超える自治体と協定を締結し、自治体から住民へ「使用済パソコンの捨て方」として当社の回収サービスが広報されています。そのため、自治体の担当者が現場の見学（小型家電リサイクル法の認定通りに運用がなされているかの確認を含む）にお越しになられる機会が多くあります。

申請書やマニュアル通りに運用がされることは重要ですが、全ての従業員が外部からの検査があることを前提に、緊張感をもって日々の運用に取り組むことも重要と考えています。なお、直近では 2019 年 11 月 29 日に実施されました。

⑥ 全従業員へ個人情報の取り扱い等の徹底・意識向上

当社は、2007 年にプライバシーマークを取得し、従業員の個人情報の取り扱いにおける運用の徹底・意識の向上を実施しています。最低でも年 1 回以上の情報セキュリティ研修が実施されています。なお、直近では 2019 年 9 月 17 日に全従業員を対象に実施されました。

なお、この度の事件を踏まえ、マニュアル通りに運用が実施されているか等の社内監査・運用の再確認を 2019 年 12 月 6 日及び 9 日に実施しました。今後においても、更なるセキュリティレベルの向上・強化について検討を実施し、新たな設備投資・運用の見直し等も継続していきます。

3. この度の事件の当該会社との取引について

当社と当該会社との取引はありません。

以上